

請 願 書

私Kは幾つかの重い障害をもちながら昨年まで社会福祉士資格試験に挑んできました。その都度、試験担当の皆様方にはご配慮を賜り篤くお礼申し上げます。

さて、Kは平成30年に行われる社会福祉士試験も受験の予定で、すでに受験申込みしております。受験地は鹿児島です。11月に受験対応のための検討会が開かれると聞いております。本年の試験より更に受験しやすい環境をおつくりいただきたく、さらなるご高配のお願いのため三団体連名で請願致しますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. Kが希望する社会福祉士資格試験における配慮

- ① 問題文をUSBメモリーに保存してお渡しいただく、もしくはテキスト形式で問題文をパソコンに入力いただく（昨年はパソコンの持ち込みを許可していただいております）。
- ② 画面読み上げソフトと点字ディスプレイ（こちらのソフトをKが事前に持ち込むことは可能です）を併用してK自身で問題文を読む。
- ③ 答えは問題文の前か後にKが自ら入力する。

この方法ですとKが自ら問題文を繰り返し読み、回答することが可能になります。この方法で受験できるようご配慮いただきたく、お願い致します。

2. Kの現状とこれまでの試験センターの対応

- ① Kは、盲啞者で、側頭葉てんかん、上肢障害という重複障害があり、現在車椅子を使用しています。
- ② 周囲の理解と協力、何よりも本人の努力の甲斐あって4年制大学を卒業後は障害を持つ人の支援に携わりながら、社会福祉士資格取得のための勉強を続けています。
- ③ これまでの受験形態で困った点

厚生労働省や試験実施団体である公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」といいます）から「代筆受験」と言われ、問題を視覚障害者用の録音機器もしくはICレコーダーで聞くように指示されました。

しかしKには上肢障害があり、録音機器（デジプレーヤー）等の操作をするためには口に棒をくわえ、その棒を口で押すことでプレーヤーを操作しなければならず、頸椎疾患もあることから首にかなりの負担がかかります。また、Kは側頭葉てんかんがあり、頭痛がひどくなると音声変換パソコンソフトからの音が聞きとりにくくなります、そのため、予備的手段としてピンディスプレイ（パソコンの文字を点字に出してくれる機械）

を付けて問題文を読むことを希望していますが、希望は叶わず、代わりにペーパーの点字問題が渡されます。点字文書は分厚く、用紙も堅いことから、Kは頁を繰るのに時間と労力を要し、また頸椎疾患のため長時間読むことはできません。

これらについて試験センターに説明し、配慮を要望していたにもかかわらず、試験当日に点字の問題を手渡されました。点字の問題が渡されたにもかかわらず、点字の読めない試験監督官が配置されることもあり、「何番の問題を読み直したいので、その頁にしてください」とお願いしても頁を繰ってもらうことができません。

- ④ 厚生労働省が主管し、厚生労働省の指定を受けて国家試験を担う試験センターに対し、Kの受験にあたっての必要な配慮について、申し入れをしているにもかかわらず昨年までの試験では必要な配慮をしていただけませんでした。

Kからの相談を受けた後、障害児・者人権ネットワーク会員の弁護士がKの受験について、試験センターに問い合わせをしたところ、「そういう配慮はしていない」、また同弁護士が行政書士試験では必要な配慮をしてくれていることを伝えると、「行政書士試験は論述試験だから可能ですが、社会福祉士試験は択一試験だから駄目です」とのことでした。

- ⑥ 一方、K自身が試験センターに申し入れしたところ、厚生労働省が許可しないので、配慮できないという回答でした。

3. 厚生労働省主管の国家試験であるからこそ一層前向きな対応を

平成17年11月9日の障害者施策推進課長会議で、障害者の社会参加を促進する一環として「資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮について」が決定され、そこには「資格取得試験については障害者の持つ知識、技能が適切に判定されるよう障害の態様に応じて点字等の方法により試験を実施する・・・」とあります。また内閣府の出しているリーフレット「『合理的配慮』を知っていますか？」のなかに「合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです」と書かれています。

KはKの障害態様に応じた配慮を求めているのであって、求める配慮は正にバリアを取り除くために必要とされる対応で、Kから必要としている旨の意思が試験センターに伝えられているもので、なおかつ、同試験センター側に配慮のために重すぎる負担はないと思料します。もし、負担が重く、配慮できないのであれば、Kに対して何故負担が重いのかメール等の文書で理由を説明し、別のやり方を提案するなどKの理解を得るよう努める義務が厚生労働省と試験センターの双方にあると私もは考えています。

厚生労働省はこれらのことは当然承知のことであり、自らが率先して合理的配慮を行う、少なくともその努力をすることが差別解消を推進する政府機

関としてのあるべき姿だと考えます。障害者に関わる社会福祉士試験で是非ともその前向きな姿勢を見せていただきたいと思います。

4. Kはこの7月にはアメリカに視察旅行に出掛けております。学ぶ意欲や正義感は一歩強く、資格取得後は、同じ障害を持つ人たちに役立つ働きのできる人物です。是非とも必要な配慮をお願い致します。Kについて配慮いただくことは、とりもなおさず資格試験に挑戦する多くの障害をもつ受験者に希望を与えるものです。

K及び国家資格試験受験者に対し、それぞれが希望する合理的な配慮をしていただきたく、切にお願い申し上げます。

以 上